

社会福祉法人平成会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成会（以下「当法人」という）定款八条および第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 当法人における常勤役員の定義は、当法人職員の「就業規則」の定めに準じ午前8時30分から午後5時30分、休憩時間1時間の1日8時間の勤務とし、勤務日数としては週4日以上勤務する役員を常勤役員とする。

2 常勤役員の休日、休暇、時間外勤務は当法人職員の「就業規則」の定めに準じるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職手当を支給することとし、賞与及び休日・時間外手当は支給しない。
- (2) 常勤役員に対する退職手当は、常勤役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- (3) 非常勤役員等（役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、当法人職員の「給与・退職金規程」の通勤手当に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、当法人「旅費規程」に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併合)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給方法及び支給日は当法人職員の「給与・退職金規程」の支給方法及び支給日に準ずる。

2 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

3 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席ないし出勤した都度、支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。ただし、国民の祝日が土曜日と重なったときは重複して日数を数えないものとし、振替休日については算入する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月18日から施行する。
- 2 この規程は、令和2年6月22日、定時評議員会の終結の時から施行する。
- 3 この規程は、令和3年6月10日、定時評議員会の終結の時から施行する。

別表第1 (常勤役員の報酬)

区分	月次報酬の額	基本的考え方等
常勤理事長	560,000 円	『常勤理事長への年間の報酬額(賞与支給なし)及び退職手当発生額の合計額』は、『法人職員の常勤管理職(主幹以上施設長まで)上位3名の平均の総年収(通勤手当を除く各種手当、賞与を含む)及び同管理職のための年間の法人負担退職金掛け金の合計額』程度に設定する。
常勤理事	300,000 円 ~400,000 円	理事会にて左記額の範囲内で当該理事の主たる職務内容と共に決定するものとする。

別表第2 (常勤役員の退職手当算定式)

最終月次報酬の額×在任年数×係数 [0.5]

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第3 (非常勤役員等の報酬)

※下記、日額報酬金額は当法人による源泉徴収後の金額とする。

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

	日額
監事監査及び理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(5) 苦情対応第三者委員

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設に係る苦情対応の執務のための出勤	10,000円